ご活用ください！サポセンの NPO 事務支援

サポートセンターでは、県内の NPO 法人のみなさまの、運営や事務などへのご相談に対応するための様々なメニューを用意しています。これから何か活動を始めたい、法人を設立したいという方もお気軽にどうぞ！

■ 設立・運営・書類作成の相談（和歌山県 NPO サポートセンター）

NPO 法人設立や運営相談、事業報告書、定款変更書類等の作成相談を NPO サポートセンター内で受け付けています。ご来訪の際は事前にご予約ください。税務に関することなど、お答えしかねることもあります。

また、概ね 5 名以上のグループや行政職員のみなさん等を対象にした出張 NPO 相談・講座も承っております。NPO サポートセンターまでお問い合わせください。

■ 田辺・橋本での出張相談について （要予約）

和歌山県 NPO サポートセンター・わかやま NPO センタースタッフがご相談をお受けします。必ず事前にご予約ください。
1 件あたりの相談時間は 1 時間以内とさせていただいています。

田辺市市民活動センター

■原則毎月第 2・第 4 金曜日
■場所　田辺市高雄 1 丁目 23-1　田辺市民総合センター 2 階
■予約　田辺市市民活動センター
TEL/FAX　0739-26-9833
■対象　田辺市を中心とした紀南エリアで活動をおこなっていたり、おこなうことを検討している団体

橋本市市民活動サポートセンター

■原則毎月第 2・第 4 水曜日
■場所　橋本市東家 1 丁目 3-1　橋本市保健福祉センター 2 階
■予約　橋本市市民活動サポートセンター
TEL　0736-33-0088　FAX　0736-33-0095
■対象　原則として橋本市内に拠点を置く団体または、橋本市で活動をおこなっていたり、おこなうことを検討している団体

8 月は NPO 夏期集中講習！

サポートセンターでは、8 月に講座や交流会などを集中開催。今年の夏は NPO 活動のレベルアップを図る夏にしませんか。　■いずれも問い合わせ・お申し込みは、和歌山県 NPO サポートセンターまで

実務者のための NPO 事務講座

NPO 法人の組織力向上のためのお役立ち講座！

第 1 回　NPO 法人の組織を解剖する
8 月 1 日（木）19:00 ～ 20:30
和歌山ビッグ愛 9 階会議室 C

第 2 回　NPO 法人に必要な事務を広く理解する
8 月 20 日（火）19:00 ～ 20:30
和歌山ビッグ愛 9 階会議室 B

第 3 回　NPO 法人会計基準を知る
9 月 6 日（金）19:00 ～ 20:30
和歌山ビッグ愛 9 階会議室 B

参加費　お一人 1 回につき 200 円（資料代）
定　員　30 名（事前にお申し込み下さい）
1 回のみのお申し込みも OK です

CANPAN ラクラク活用術

NPO データベースを活用して信頼性アップ！

和歌山会場
8 月 24 日（土）19:00 ～ 20:30
和歌山ビッグ愛 9 階会議室 B

田辺会場
8 月 30 日（金）19:00 ～ 20:30
田辺市民総合センター 2 階相談室

橋本会場
8 月 31 日（土）15:00 ～ 16:30
橋本市市民活動サポートセンター

参加費　お一人につき 300 円（資料代）
定　員　10 名（事前にお申し込み下さい）
※ 無線 LAN 環境を準備します。

NPO 交流会

8 月 23 日 (金) 19:00 ～ 20:45
和歌山ビッグ愛 9 階会議室 A
参加費　100 円（お茶代）　　定員　30 名
県内の NPO・ボランティア関係者ならどなたでも！

NPO おはなしサロン

橋本市市民活動サポートセンターで、NPO 関係者をゲストに招き、活動についての情報交換を実施します。これを機会に交流を図りませんか。参加無料。
8 月 31 日（土）13:00 ～、9 月 28 日（土）13:00 ～

NPO のご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター
（和歌山ビッグ愛 9F）
TEL：073-435-5424
FAX：073-435-5425
メール：info@wakayama-npo.jp
URL：http://www.wakayama-npo.jp

【開館日時】
火曜日～土曜日　9:00 ～ 20:50
日曜日　9:00 ～ 17:30
【休館日】月曜日・祝祭日・年末年始（12/29 ～ 1/3）
Twitter、facebook やってます！

和歌山県環境生活部 県民局 県民生活課 NPO・県民活動推進室
（和歌山県庁本館 2F）
TEL：073-441-2053　　FAX：073-433-1771
メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp
URL：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

和歌山県 NPO・ボランティア情報誌 わか愛愛

waka aiai

隔月発行
2013 July
vol.61
TAKE FREE

和になろう　県内で市民活動を行う団体や人を紹介します　それいけ！まりもとゆかいな仲間たち　NO.7

愛犬といっしょに癒し癒されるセラピー活動をがんばっていま～す！

ドッグセラピーって知っていますか？

ドッグセラピーとは、人が犬とふれあうことで情緒的な安定、身体的な運動機能などの回復効果等が得られることを目的とした活動です。

メンバーの方々は、田辺市を中心に、愛犬といっしょに老人ホームや、障がい児施設・小学校などを訪問し、犬たちとのふれあいを通じたセラピー活動や、生命についての啓発活動をしています。

また月 1 回、田辺市内の公園で“わんこの会”を開いていて、いろいろな犬とふれあい、飼い主と愛犬の関係性向上のための情報交換・指導をおこなったり、飼いはじめて困りだす人たちへのアドバイスなどもおこなっています。

活動のきっかけは、メンバーの一人が犬を飼いはじめた時、犬が鳴きほえてうるさく近所トラブルになり、困り果てて飼い主が心労で痩せてしまったこと。このときプロの訓練を受け、ただかわいがるだけではなく、飼い主がきちんと“しつけ”をすることで、飼い主との信頼関係ができ、愛犬がおりこうになることがわかったといいます。そして愛犬が変わることで自分がとても癒されるようになり、これを多くの人に感じてもらいたいと思ったそうです。そして何かボランティア活動が出来ないかと、犬好き 3 人でセラピー活動を始め、一緒に活動したい人が少しずつ増えました。

いつも元気なメンバーのみなさん

老人ホームでの慰問活動の様子

まだまだ本格的なセラピーではないですが、私たちの訪問を楽しみに待ってくれているお年寄りや子どもたちが増えています。犬が人の要望を認知し、受け入れてあげる事で信頼を築き癒やす、コミュニケーション力に自信がない子どもたちは、犬に言葉をかけ、伝わった時の喜びと自信を持つことができます。みんなの嬉しそうな笑顔と変化を感じるとき喜びと幸せを感じるそうです。

セラピー活動のほかにも、『わうくらす』という活動にも参加されています。『わうくらす』とは学校において道徳の時間等を利用し、行政・教師・ボランティアが協働して授業をする動物愛護教室です。飼い主と犬がテストを受け合格すれば「補助」として授業をお手伝いします。

メンバーのみなさんが言われます。「犬と飼い主の信頼関係が一番」。犬と人が共存して暮らすには、飼い主の飼い方にかかっているそうです。人間の子どもと同じで、小さい時に飼い主の責任できっちり「してはいけない事・よい事」を教える事が大事で「しつけ」が出来ているとみんなから可愛がられ愛されるようになります。メンバーの方々と愛犬との信頼・愛情にまるで人間の親子のような関係に感動しました。

それいけ！まりもとゆかいな仲間たち　連絡先／吉田 さきさん（090-1022-3789）　ブログ　http://blog.murablo.jp/marimononakama/

INDEX

表紙：特集「和になろう」／それいけ！まりもとゆかいな仲間たち
p.1 ：NPO ミニ・セミナー　NPO 法改正による定款変更について
p.2 ：イベントコーナー、募集・助成金コーナー
p.3 ：新規設立 NPO 法人紹介コーナー・サポセンからのお知らせ

発行・編集　和歌山県 NPO サポートセンター　（指定管理者：NPO 法人わかやま NPO センター）

NPO 法改正による定款変更について

3 月が事業年度末の NPO 法人のみなさんは事業報告書の提出もすみ、ほっとされている時期だと思いますが、定款変更についても、もう手続きはお済みですか。昨年の NPO 法の改正に伴う定款変更について、ご自身の団体では、改めてどこをどう変える必要があるか、チェックしてみてくださいね。

注：文中「第●条」の●の数字は 2012 年 3 月までの和歌山県のモデル定款に準じています。必ず、ご自身の団体の定款に照らし合わせてご確認ください。

【変更のポイント】

「NPO 活動の種類」の追加、代表権の範囲または制限に関する定めの登記、活動計算書の導入など、法改正により定款の内容に影響してくる部分が生じています。下記のチェックポイントを参照して、定款変更をご検討ください。

1　活動の種類

NPO 活動の種類が 17 から 20 に増えたことで、第 4 条（特定非営利活動の種類）に変更が生じる場合があります。

2　理事の代表権

代表権の範囲又は制限に関する定めが登記に関わります。つまり、第 15 条（職務）で、「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する」などとしている団体は代表権をもつ理事のみを登記し、理事全員が代表権を持つ団体は理事全員を登記し、第 15 条の文言をそれに合わせる必要があります（この手続きは昨年 9 月末期限ですのでみなさんお済みだと思います）。

3　活動計算書

NPO 法人が提出を義務付けられている会計書類のうち、収支計算書が活動計算書に変更されました。そのため、定款の中で「収支～」「収入」「支出」といった文言を使用している場合はそれぞれ「活動～」「利益」「費用」などに変える必要があります。

該当するのは 23 条（権能）、39 条（資産の構成）、44 条（事業計画及び予算）、45 条（暫定予算）、48 条（事業報告及び決算）。「その他の事業」を定めている場合は第 5 条 2 項の「収益」を「利益」に変更します。

4　定款の変更

定款変更が届出で済む事項が拡大され、「軽微な事項」という文言がなくなったため、51 条（定款の変更）の条文が変わります。定款のほかの箇所を変更される機会に同時に変更ください。

その他、法律上、総会時の書面表決などが電子メールなど電磁的方法でも可能となっていますし、社員全員の書面による承諾を得ている場合は総会を開催したこととみなす「みなし総会」の導入なども可能です。これらを取り入れる場合は定款の変更が必要です。

【定款変更の手続き】

法改正により、どの団体も変更を検討すべき点は、会計に関する文言を含む事項と、定款の変更に関する事項です（前述の 23 条・39 条・44 条・45 条・48 条・51 条）。

まず、定款を変更するには、定款の定めに従って総会などで議決をとった上で、手続きをします。

①届出事項と認証事項の混在に注意

定款には県庁への届出だけで変更できる条文と認証が必要な条文が混在します。届出事項は基本的に団体で変更を決めた日（総会の日など）が変更日となりますが、認証事項は 2 ヶ月の縦覧を経て認証されてからの変更となります。

② 2 種類の書類の提出を

提出書類も、届出用と認証用の 2 種類用意するのが望ましいです。提出書類については、緑の表紙の「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」やホームページ（「わかやま NPO 広場」で検索）で確認して下さい。書類の様式や新しいモデル定款のダウンロードもできます。

では、具体的にどこをどう変えるのか？それについてはホームページ「わかやま NPO 広場」に新旧対照表を掲載しているので参照下さい。届出事項・認証事項の別も記載しています。

③定款も 2 種類作成

届出書類に添付する「変更後の定款」は届出事項だけが変更された定款、認証書類に添付する「変更後の定款」は届出事項に加えて認証事項も変更された定款となります。少しややこしいので作成時にはご注意ください。

■ わかやま NPO 広場（http://www.wakayama-npo.jp/）

モデル定款の新旧対照表　　提出書類の様式・様式例

■ 特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き

県庁から 1 団体に 1 冊お届けしています。定款変更については、P.56 に認証申請に必要な書類、P.58 に届出のみの変更に必要な書類について記載があります。

活動計算書の導入、定款変更については、現在、経過措置がとられていますが、いずれ義務付けられるのは明らかです。まだ対応されていない団体は、早いうちに対応することをおすすめします。和歌山県 NPO サポートセンターでは、随時相談を受け付けていますので、ご活用ください。

新規設立 NPO 法人 紹介コーナー

2013 年 3 月～ 4 月に設立された団体です。

◎NPO 法人　さくらんぼ（有田市）
2013 年 3 月 13 日設立　代表：野田ちよみ
活動地域：有田市

障害や発達につまずきのある子ども達がこの有田市で豊かに育ってほしい。その為に私達 NPO さくらんぼが出来ることがあればという思いで立ちあがりました。今は「わんぱくサッカー」と「寺子屋塾」を通じて子ども達の笑顔を楽しんでいます。

TEL：0737-82-1154

◎NPO 法人　砂山バンマツリ（和歌山市）
2013 年 4 月 23 日設立　代表　樫原 雅忠
活動地域：和歌山市砂山地域

災害に強く、安全で安心して暮らせ、次世代を育てる魅力あるまちづくりに寄与することを目的に本年 4 月に設立しました。主に緑化・美化事業、環境改善事業、安全・防災事業、上記の目的を達成する事業で 5 月から活動を開始しました。役員の半数が女性で、女性力を発揮する団体です。

TEL：090-4908-0402
メール：sunayama_banmaturi@mail.goo.ne.jp
URL：http://banmaturi2013.jimdo.com/

◎NPO 法人　Blue Ocean for Children（和歌山市）
2013 年 4 月 8 日設立　代表：福森佳子
活動地域：和歌山県

和歌山県は海と山に囲まれ、美しく豊かな自然があふれています。この恵みを子供達に繋げていけるように、食育教育、料理教室、自然環境保全などに努め、各団体と協力しながら普及活動してゆきます。

TEL：073-460-1001　メール：info@npo-boc.org
URL：http://www.npo-boc.org

◎NPO 法人　紀州インターナショナル・スーク（和歌山市）
2013 年 4 月 12 日設立　代表　中村 聖代
活動地域：和歌山市が中心

和歌山県内の草の根の国際交流を日常的に促進する。留学生や和歌山で働いている外国人が共通のテーマを持って、おしゃべりしたり勉強する居場所づくりが将来的な目標。当面ユニークな外国人や海外で面白い体験をした方を呼んで、美園商店街西通りの「ほっこりさん」でゼミ形式の研究会を開催する。

TEL：080-5324-8007　メール：makkey-119@ares.eonet.ne.jp
URL: http://makomari.at.webry.info/

助成金 & 支援情報

平成 25 年度　ボランティア活動交流普及事業

【申請期間】8 月 1 日（木）～ 23 日（金）
【助成対象となる活動】
①生活支援のためのボランティア活動、②地域福祉活動の基盤づくりのための福祉教育・ボランティア学習を推進する活動、③地域における防災学習や災害対策、要援護者支援に取り組む活動、④その他、団体等からの提案により必要と認められる活動
※対象団体や申請方法など詳しくは
http://220.110.203.20/~kenhp/uploadfiles/kenhp/4371/
【問合せ】和歌山県社会福祉協議会　ボランティアセンター
TEL：073-435-5220　FAX：073-435-5221
メール：waken-vc@shakyo.com

平成 25 年度 JICS NGO 支援事業

開発途上国における開発協力援助活動を行っていること。または日本国内において NGO の活動促進・発展のための事業、若しくは開発途上国問題、難民問題、平和構築問題に対する啓発活動を行っている団体を支援します。

【締　切】8 月 30 日（金）
【主　催】一般財団法人　日本国際協力システム
JICS NGO 支援（担当：高田）
TEL: 03-5369-7480　FAX: 03-5369-6961
メール : shienngo@jics.or.jp
http://www.jics.or.jp/jigyou/ngo/boshu_25_01.html

イベント情報

きのくに「円座 (わろーだ)」フォーラム　2013

【開催日時】7 月 25 日（木）受付 9:30 ～、開催時間 10:15 ～ 15:00
【場　所】和歌山マリーナシティ　ロイヤルパインズホテル 2 F
【参加対象】地元づくりの担い手全般（県民・NPO 等・行政・地縁組織・企業地元商店等・各種団体等）
【定員】200 名（無料駐車場あり）
【主なプログラム】
◆午前　パネルディスカッション：「皆の力」による地元づくり
◆午後　新しい公共支援事業「モデル事業実施主体による取組報告」
【事務局】和歌山県　環境生活部　NPO・県民活動推進室
TEL：073-441-2364　FAX：073-433-1771
メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp
※詳細は以下をご覧ください（参加申込書はこちらから）
http://blog.canpan.info/wnc/archive/433

助成金情報やイベント情報は「わかやま NPO 広場」内「NPO 関連イベント・助成金関連情報」コーナーで随時配信中！
http://www.wakayama-npo.jp/

※いずれも詳細や応募については各ホームページを参照してください。

NPO 事務担当者のためのメーリングリスト

和歌山県内の NPO で活動している事務担当者の方と支える専門家のみなさんによるメーリングリストの運営をスタートしました。様々な意見交換の場としてご活用ください。登録のお申し込みはメールでサポートセンターまで。　info@wakayama-npo.jp